

## 令和6年度 事業計画

### 1. 使 命

社会福祉法人芽室町社会福祉協議会は、町民と共に地域福祉を推進する団体として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民が主体となり、思いやり・支え合う「地域共生社会」の実現を使命とします。

### 2. 基本方針

社会や生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症が昨年5月より5類となり、社会はポストコロナに向けて本格的に踏み出しました。新型コロナウイルス感染症拡大以降、生活課題は以前に増して多様化・複雑化しており、つながりの希薄化、生活困窮などにより深刻さを増し社会的孤立といった課題が表面化されてきました。

このような情勢のなかで令和6年度は、第6期地域福祉実践計画に基づき、地域福祉を推進する中核的団体として、芽室町地域福祉計画と緊密な連携を保ちながら、計画の基本理念である「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を着実に進めてまいります。

現在、包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）やこれまでの枠組みでは対応が困難なケースに対して多様な分野との連携が求められています。今日的な福祉動向と地域事情を踏まえ、当会では、町民のニーズに立脚し、一人ひとりの困りごとに寄り添う個別支援と、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを一体的に展開することで包括的な支援体制の推進を行います。一方で、地域生活課題に対する関心や理解を高めるため、広報・啓発活動をはじめ、学びの機会を提供し、より多くの方が地域福祉活動に参加できるように展開していきます。

これまでもこれからも「困ったときは社協へ」をキャッチフレーズに、町民にとって必要とされる存在となるよう進めて参ります。

### 3. 活動基本目標

#### **基本目標 1 支え合いと助け合いの地域づくり**

地域住民が共に地域で安心して暮らすために、つながりをもつための交流する機会の創出や居場所づくりに努めます。また支える側と支えられる側に分けることなく、共に生きる力を育み、協働して助け合うための福祉意識の醸成を図り、支え合いと助け合いの地域づくりを目指します。

## **基本目標 2 困った時に助けてと言える地域づくり**

地域住民同士の支え合いの関係づくりを促進し、地域福祉活動への参加支援や地域力を高めるための事業やネットワークづくりを行い、困ったときに助けてと言える地域づくりを目指します。さらに、災害時、緊急時に対応できるように支援体制を整備します。

## **基本目標 3 自分らしく暮らせるための地域づくり**

誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるように、生活課題に応じた相談支援体制を整備するために、包括的な支援体制づくりを推進します。

また、生活を支える福祉サービスの質の確保と安定的な供給を行いながら制度外のニーズも把握し、新しいサービスの創出を目指します。

## **基本目標 4 地域住民に必要とされる社協づくり**

地域福祉を推進する中核を担う団体として、町民をはじめ行政や町内関係団体との連携を強化します。より地域福祉を推進するために健全な運営や組織体制の強化、役職員の資質向上を図るとともに、町民の必要と求めに応じて、柔軟に対応し、町民に必要とされる社協づくりを目指します。

### 4. 主要事業実施計画

#### **1 支え合いと助け合いの地域づくり**

##### (1) 福祉教育と地域福祉の普及と推進

広報誌、SNS等を通して、芽室町社会福祉協議会の事業、活動を発信し、地域住民に向けて福祉情報の啓発・周知を行うとともに、地域福祉課題が「我が事」として主体的・自発性を促すために福祉教育を推進します。地域住民が主体的に把握・解決できるように支援いたします。

子どもに対しても、福祉への理解を深めるための福祉教育を行います。

コロナ禍でより一層、人と人とのつながりが希薄化していくなかで、つながりの再構築を行い、地域住民の交流の場をつくり、共に支え支えられの関係づくりの機会をつくります。

また、交流することで地域福祉の活動の活性化を図ります。

##### ①福祉情報の啓発・周知

- ・広報啓発活動（社協だよりの発行 毎月1回、ホームページの運用・SNSによる情報発信）

##### ②福祉教育の推進

- ・福祉体験及び福祉出前講座の開催
- ・児童、生徒へのボランティアスクール事業
- ・助成事業（学童・生徒のボランティア活動普及事業）

### ③地域交流事業の推進

- ・地域交流サロン事業
- ・老人クラブ交歓会の開催（主管：芽室町老人クラブ連合会）
- ・ふれあい広場事業
- ・ふれあい交流会事業
- ・老人クラブ活動支援

## 2 困った時に助けてと言える地域づくり

### (1) ボランティア活動の普及と推進

ボランティアセンターを核とし、ボランティアの登録者を増員するとともにボランティアの養成や支える側支えられる側をつなげる仕組みを創ります。また、町内各種ボランティア個人・団体への活動支援を行います。

#### ①ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア相談、登録斡旋
- ・広報啓発活動（ボランティアセンターだよりの発行 毎月1回）
- ・ボランティア研修会等の開催
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・介護予防ポイント推進事業【受託事業】

### (2) 小地域ネットワーク活動の推進と団体活動支援

複雑化・多様化する地域課題に対して、地域を支える町内会行政区、民児協、社協など様々な団体が互いの活動や課題を共有し、問題解決に向けた連携を図るための話し合いの場を創り、会議・研修などの機会や活動支援を行います。

- ・地域福祉活動（団体等活動・たすけあい活動）助成事業
- ・地域福祉基金助成事業
- ・物品貸出し事業（車いす、ポップコーン・綿あめ機、大型カルタなど）
- ・地域福祉ネットワーク会議の開催

### (3) 居場所づくり

地域活動の活性化を図るため、交流や情報交換ができる居場所づくり、拠点づくり、または気軽に町民同士が交流できる集いの場の提供に努めます。

- ・共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の運営（なごみ食堂、ふれあいサロン）
- ・地域交流サロンの支援

## 3 自分らしく暮らせるための地域づくり

### (1) 相談支援体制の充実と整備

分野を問わず、「困りごと」を受け止める相談支援の体制整備を図ります。

#### ①相談窓口の充実

- ・心配ごと相談事業（毎月第2・第4水曜日、毎回相談員2名が対応）

## ②権利擁護事業の推進

誰もが権利を侵害されることなく、自分の意思に基づいてその人らしい生活を送ることができるよう権利擁護支援を行います。

権利擁護支援のため、司法も含めた地域の関係者との連携・協働を進めます。

- ・成年後見支援センター事業【受託事業】
- ・日常生活自立支援事業【受託事業】

## ③生活困窮者への支援

経済的に支援を必要とする方へ資金の貸付及び関係相談機関へつなぎ支援を行います。

- ・生活福祉資金貸付事業（道社協制度資金の周知及び申請対応）
- ・生活応急資金貸付事業（町と共同）
- ・歳末見舞金配分事業
- ・無銭旅行者援護事業

## (2) 介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供

利用者主体に努め、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、信頼関係を築き、地域に根ざした介護サービスを提供します。

### ①介護保険事業

- ・訪問介護事業（障害者居宅介護事業含む）
- ・居宅介護支援事業（介護予防支援事業・要介護認定訪問調査事業含む）
- ・小規模多機能型居宅介護事業

### ②生活支援体制整備事業【受託事業】

生活支援コーディネーターを配置し、アウトリーチを強化し、高齢者の生活上の不便や生きがい等を把握し、社協の事業、地域社会資源につなげるなど、課題解決に努める。また、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、特に少子高齢化に伴い、支え合いの地域共生社会の実現（包括的な支援体制づくり）を目指します。

- ・ちよこっとサポート事業（生活支援サービス）

### ③自費サービス事業

介護を必要とする高齢者等で、介護保険・障がい福祉サービス対象外のサービスを希望される方に対してサービスを提供します。

- ・自費サービス事業

## (3) 外出・移動支援の充実

- ・福祉有償運送事業
- ・移動支援事業

## (4) 安全・安心の環境づくり

安全で安心して暮らしていける環境づくりと災害時・緊急時の支援体制づくりを目指します。

- 除雪サービス事業【受託事業】
- 有縁仏供養法要の実施（芽室霊園、芽室仏教会の協力）
- 災害時における災害ボランティアセンター運営と町の連携強化

(5) 包括的な支援体制の整備

- 町内社会福祉法人連絡会議の開催
- 重層的支援体制への取り組みに向けた整備と参画

#### **4 地域住民に必要とされる社協づくり**

- 地域住民への社協理念・事業の周知
- 既存事業の検証とスクラップ&ビルド
- 社協組織体制の強化と整備
- 行政、関係機関等の連携強化
- 自主財源の確保と健全な運営
- 役職員の資質向上
- 働きがいのある職場環境づくり

#### その他の事業

- 第三者委員の継続設置
- 芽室町老人クラブ連合会事務局の運営
- 共同募金運動及び歳末たすけあい運動への協力
- 第6期地域福祉実践計画の進行管理